



仙台市省エネ空調・給湯転換補助金

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

1. 補助要件

- 市内に居住する個人
- 既存の灯油を使用した暖房や給湯設備を撤去し、対象設備に置き換える

2. 申請期間及び実績報告期限

交付申請：令和8年5月1日～12月15日

※予算がなくなり次第終了

実績報告：令和9年1月29日

※予算枠を超えた場合は抽選を行います

3. 補助対象設備

補助額は最大で費用の2分の1（地中熱利用システムは5分の1）とし、上限額は以下のとおり。

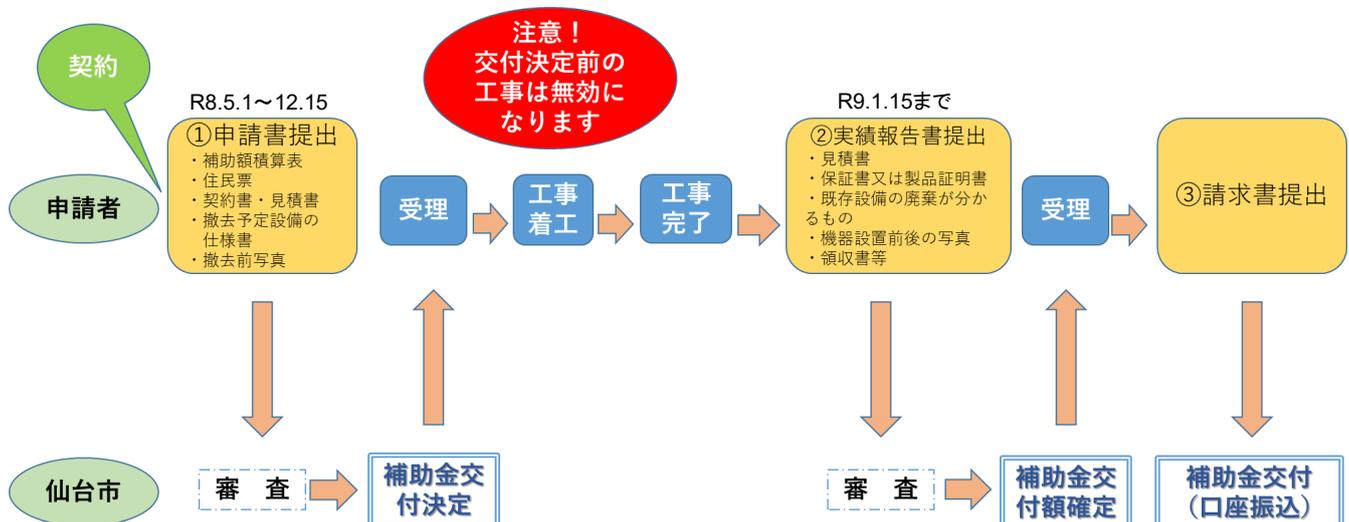
	置き換え前の設備		置き換え後の設備	補助上限
暖房	FF式灯油ストーブ、灯油式温水暖房	→	寒冷地エアコン	15万円
暖房	同上	→	ヒートポンプ温水暖房	20万円
給湯	灯油給湯器	→	エコキュート	20万円
給湯	灯油給湯器	→	ハイブリッド給湯機	20万円
給湯	灯油給湯器	→	エネファーム	30万円
暖房 給湯	上記の暖房及び給湯設備	→	熱利用システム (地中熱利用システム等)	15万～ 50万円

※ 強制通気形開放式灯油ストーブ（ファンヒーター）、対流型・反射型灯油ストーブは対象外となります。

4. 導入設備要件

	導入設備	要件
空調	エアコン	寒冷地エアコンで省エネ性能★3以上であること。
	ヒートポンプ温水暖房	空気熱源ヒートポンプと熱交換ユニットで構成される暖房システムであること。
給湯	エコキュート	国が実施する「給湯省エネ事業」の補助対象製品として登録されていること。
	ハイブリッド給湯機	国が実施する「給湯省エネ事業」の補助対象製品として登録されていること。
	エネファーム	国が実施する「給湯省エネ事業」の補助対象製品として登録されていること。
空調 給湯	熱利用システム	一般社団法人ベターリビングが認めたもの

5. 申請スケジュール



👉 詳しい要件や申請方法については、4月以降に公表する申請の手引き等でご確認ください。